

渋川市が創業するあなたを応援します!!



# 特定創業支援等事業



伊香保温泉のキャラクター  
「いしだんくん」

## 証明制度

対象の創業に係るセミナー(\*)を受講し修了証を受領した方は、渋川市へ申請することで「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」が発行されます。

この証明書により、法人設立時や融資を受ける際に特例を受けることができます。

\*対象の創業セミナー：高崎商工会議所主催「創業塾」、群馬県商工会連合会主催「ぐんま創業スクール」

### ～証明書による3つの特例～

#### 1. 会社設立時の登録免許税の軽減措置（個人のみ）

株式会社又は合同会社を設立する際の登録免許税(資本金の0.7%)が、資本金の0.35%に軽減されます。

- ・株式会社：15万円の場合は、7.5万に減免(最低税額)
- ・合同会社：6万円の場合は、3万に減免(最低税額)
- ・合名会社又は合資会社：1件につき6万円が3万に減免

※登記後にさかのぼって減免を受けることはできません。

※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

#### 2. 創業関連保障の特例（無担保、第三者保証人なし）

事業開始6か月前から利用の対象になります(通常は創業2か月前から対象)。

保障の特例を受けるためには手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

#### 3. 新規開業・スタートアップ支援資金(日本政策金融公庫)の貸付利率の引き下げ

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用することが可能です。(別途、審査を受ける必要があります。)

※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

【ご相談、詳細についてお問合せは】

渋川市役所 産業観光部 産業政策課（渋川市役所 第二庁舎内）

TEL:0279-22-2596